

# 労働相談

「労働者の損害賠償責任」について

## Q&A



**Q** コンビニでパートの仕事をしています。先日、レジで不足分が発生しました。不足分は店長から、全額賠償するように指示されましたが、納得できません。

**A** ○ 労働者が社用車を運転中に事故を起こし車や商品を破損したり、また、相談事例などのように、工作中に会社に損害を与えた場合には、一般的には損害賠償責任が生じますが、労働者の横領など故意による違法な場合を除いて、その責任は制限され、損害の全額を負担する必要はありません。

- ・通常、市民生活上において契約関係にある場合、当事者の一方が過失により契約上の義務を履行せず相手方に損害を与えたときは、債務不履行による損害賠償責任を負うとされます。
- ・しかし、この考えを労働契約に適用すると、賃金により生活を営む労働者の経済生活を脅かすこととなります。
- ・このため、これらの損害は企業活動に内在するリスクと考えられますので、事業によるリスクは、企業活動により利益を得る立場にある使用者が負うべきであるとの考えが主張されています。
- ・この考えに基づき、裁判においては、労働遂行中の軽微な過失については労働者に損害賠償責任を認めていません。
- ・また、重大な過失がある場合に損害賠償責任を認める場合においても、信義誠実の観点から、損害の負担割合を限定し、使用者が請求できる賠償額を制限する判断をしています。
- ・相談事例のレジに関する金額の誤差は労働者のミスにより生じると考えられますが、日常的に避けられないミスであり、一般的に軽微な過失と考えられています。したがって、賠償する必要はないと判断されます。
- ・使用者の中には、支給される賃金からあらかじめ天引きする事例も見られますが、これは賃金全額の支払いを定めた労働基準法24条に違反しますので、返還を請求できます。
- ・使用者が、レジのミスについて労働者に全額賠償するように会社の規定や労働契約で定めても、これに応じて賠償する必要はありません。

(参考判例)

【茨城石炭商事事件 最一小判 昭和51年7月8日】

【大隈鐵工所事件 名古屋地判 昭和62年7月27日】